**平成２３年（フ）第７５号**
茨城県土浦市真鍋新町10番８号
債務者　尾見加奈子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第７６号**
茨城県かすみがうら市下稲吉1940番地74
債務者　秋良　理恵
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１０３号**
茨城県つくば市松代３丁目17番地22　アークエフォール101号
債務者　アウスト初見
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第２０２号**
埼玉県新座市野火止１丁目９番52号　株式会社匠建工業内
債務者　久慈　洋彰
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２４２号**
さいたま市見沼区東大宮３丁目６番地４　砂団地ＲＣ16―203
債務者　齋藤　仁明
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２５８号**
埼玉県川口市末広３丁目７番７―301号　ロイヤルサンシティー
債務者　金子　啓子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２８２号**
さいたま市岩槻区並木２丁目７番３―1204号
債務者　里吉　康範
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第３５５号**
埼玉県川口市元郷４丁目17番16―511号　イトーピア川口元郷、旧住所板橋区高島平３丁目10番１―527号
債務者　山口　　恵
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第４０４号**
さいたま市見沼区大字大谷1780番地３―302
債務者　東成行こと　呉　　成行
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第４１８号**
埼玉県桶川市大字倉田78番地の11
債務者　佐藤　良徳
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第４１９号**
埼玉県桶川市大字倉田78番地の11
債務者　佐藤　壽子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５５９号**
埼玉県加須市久下３丁目３番８号　コーポチャオ２―Ｂ
債務者　杉　　喜廣
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０６号**
北海道旭川市豊岡２条９丁目４番10号
債務者　杉森　宣之
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第９６号**
愛知県豊川市東曙町166番地　ウィングコートケーリー102号
債務者　小久保留理子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第９８号**
愛知県豊橋市花田町字百北167番地２　202
債務者　下枝明日香
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第１０８号**
釧路市昭和南５丁目26番６号
債務者　大澤　　恵
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第１０９号**
釧路市愛国東２丁目36番２号
債務者　青田　哲也
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午前９時30分
釧路地方裁判所